

## 青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 8 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

令和 3 年度から令和 5 年度までの介護保険料率を改定するとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

青梅市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 1 号中「2 7, 0 0 0 円」を「2 8, 6 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「3 9, 6 0 0 円」を「4 1, 9 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「4 2, 0 0 0 円」を「4 4, 5 0 0 円」に改め、同項第 4 号中「5 1, 0 0 0 円」を「5 4, 0 0 0 円」に改め、同項第 5 号中「6 0, 0 0 0 円」を「6 3, 6 0 0 円」に改め、同項第 6 号中「6 6, 0 0 0 円」を「7 0, 5 0 0 円」に改め、同号ア中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を、「控除して得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第 7 号中「7 9, 2 0 0 円」を「8 3, 9 0 0 円」に改め、同号ア中「2 0 0 万円」を「2 1 0 万円」に改め、同項第 8

号中「97, 800円」を「103, 600円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「99, 600円」を「105, 500円」に改め、同項第10号中「114, 000円」を「120, 800円」に改め、同項第11号中「124, 800円」を「132, 200円」に改め、同項第12号中「132, 000円」を「139, 900円」に改め、同項第13号中「141, 000円」を「149, 400円」に改め、同条第2項中「令和元年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「令和元年度にあつては20, 400円、令和2年度にあつては16, 800円とする。」を「17, 800円とする。」に改め、同条第3項中「令和元年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「「16, 800円」とあるのは、令和元年度にあつては「34, 800円」、令和2年度にあつては「30, 000円」と読み替えるものとする。」を「「17, 800円」とあるのは「31, 800円」と読み替えるものとする。」に改め、同条第4項中「令和元年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「「16, 800円」とあるのは、令和元年度にあつては「40, 500円」、令和2年度にあつては「39, 000円」と読み替えるものとする。」を「「17, 800円」とあるのは「41, 300円」と読み替えるものとする。」に改める

付則第8条の次に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得または同法第35条第3項に規定する公的年金等にかかる所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号アおよび第12号アの部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得および同法第35条第3項に規定する公的年金等にかかる所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額および同法第35条第2項第1号の規定によつ

て計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 付 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の青梅市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度までの保険料については、なお従前の例による。